

食品ロス削減推進会議
第10回議事録

消費者庁消費者教育推進課

第10回食品ロス削減推進会議 議事次第

日時：令和6年12月24日（火）16:30～18:10

場所：合同庁舎第4号館共用1208特別会議室

1. 開会

2. 議題

- （1）「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更素案について
- （2）その他報告事項

3. 閉会

○消費者庁次長 定刻となりましたので、これより「第10回食品ロス削減推進会議」を開催します。本日司会を務めさせていただきます、消費者庁次長の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、有識者の委員の皆様方には対面及びオンラインにて御出席いただいております。会場には、伊東内閣府特命担当大臣、武部（たけべ）文部科学副大臣、仁木（にき）厚生労働副大臣、庄司農林水産大臣政務官、勝目（かつめ）環境大臣政務官に御出席いただいております。

本日の会議につきましては、今年度、変更します「食品ロス削減推進基本方針」の変更素案について事務局から御報告し、御意見をいただく予定です。また、昨年末に作成しました「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において、今年度作成することとされておりました、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について、とりまとめましたので、事務局から御報告させていただきます。

なお、有識者の皆様の机に置いてありますバッジは、7月の推進会議で御報告しました、「食の環（わ）」プロジェクトのロゴマークのバッジですので、御活用ください。

それではまず議題1として、本会議の会長である伊東内閣府特命担当大臣から御発言をいたします。

○伊東内閣府特命担当大臣 今日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

消費者及び食品安全担当大臣の伊東良孝と申します。

委員の皆様方におかれましては、本当に御多忙の中、こうして御出席をいただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

食品ロス削減は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標にも掲げられておりまして、国際的にも重要な課題であり、我が国としても真摯に取り組むべき課題であります。我が国の食品ロス量は年間472万トンと推定されておりますが、これは国連の世界食糧計画による2023年度の食料支援量、これが370万トンであり、この食料支援量の1.3倍の食品を日本においては食わずに捨てていることになり、大変大きな問題であろうかと、このように思う次第であります。

食品ロスを削減していくためには、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体がそれぞれの立場におきまして積極的に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であると考えます。また、まだ食べることができる食品が廃棄することなくフードバンク団体等に寄附され、貧困、災害等により必要な食べ物が十分に入手することができない人々に提供されることも含め、できるだけ食品としての活用を図ることが重要であります。

我が国といたしましても、食品ロス削減推進法に基づく基本方針において、事業系食品ロスと家庭系食品ロスとともに、2000年度比2030年度までに食品ロス量を半減させる目標を設定し、各主体における取組を促進してきたところであります。

近年、2022年度の食品ロス量は、事業系、家庭系ともに236万トンであり、事業系食品ロ

スは2030年度の目標を8年前倒しで達成をいたしました。一方で、我が国の食品寄附の量が海外と比較して著しく低い水準であることや、家庭系食品ロス目標の早期達成に向けた取組の加速化などの課題もあります。

食品ロスの削減の推進に関する基本方針につきましては、策定から5年をめぐりに見直すこととされており、本年度内に変更をする予定であります。本年7月に官邸で開催されました食品ロス削減推進会議では、委員の皆様に変更の考え方について御議論をいただいたところであります。

基本方針の変更に向けましては、7月の本会議における委員の皆様からの御意見や総理からの指示を踏まえ、「食品寄附ガイドライン」や「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の策定、また、食でつなぐ共生社会の実現に向けた「食の環」プロジェクトの推進、食品の期限表示の在り方の見直しなど、取組を進めてまいりました。本日の会議では、そうした取組を反映した基本方針の変更素案をお示しさせていただきます。

また、昨年12月に本会議において御了解をいただきました「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に含まれる施策につきましても、変更素案に網羅的に盛り込んでいくところであります。

本日は、基本方針の変更素案につきまして御議論いただきたいと考えているところでございます。今次の変更が、今後の一層の食品ロス削減や食品寄附の促進につながりますよう、委員の皆様の活発な御議論のほど、よろしく願いを申し上げます。今日はありがとうございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、議題（2）といたしまして各省政務から御発言をいただきたいと存じます。

まず武部文部科学副大臣、お願いいたします。

○武部文部科学副大臣 文部科学省でございます。

食品ロスの削減において消費者の意識と行動の変革が大切であり、学校教育において児童生徒が食品ロスの削減について理解と関心を深め、実践する力を身につけるよう取り組んでいくことは重要です。学校においては、指導の中核的役割を果たす栄養教諭を中心に、給食や家庭科などの教科等において食に関する指導に取り組み、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取り扱い、児童生徒の理解と実践を促しているところであります。

令和6年度においては、児童生徒用食育教材の改訂を行うことなどにより、より一層の充実を図っております。文部科学省としては、引き続き食品ロスの削減等に資するよう、学校における食育の推進や学校給食の安定的な運営に努めてまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、仁木厚生労働副大臣、お願いいたします。

○仁木厚生労働副大臣 厚生労働副大臣の仁木博文です。本日は福岡大臣の代理として出席しております。

飲食店の食べ残しによる食品ロスの削減について、その持ち帰りを進めるに当たり、食品衛生法を所管する厚生労働省としましては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することが重要と考えております。そのため、有識者による検討会を開催し、本年12月6日に消費者及び事業者のための食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生に関するガイドラインを取りまとめ、消費者庁で検討された食べ残し持ち帰り促進ガイドラインと統合されたところです。本ガイドラインを周知し、食べ残しの持ち帰りに対する事業者及び消費者双方の意識の変化につなげ、食品ロス削減に貢献していきたいと考えております。

さらに、生活にお困りの方々など、必要としている方々に食品が行き届くよう支援を行うことも食品ロスの削減につながるものと考えておりまして、引き続き民間団体への支援等、地域における取組を後押ししてまいります。

食品ロスの削減は重要な課題と認識しており、先ほど申し上げた取組について実効性が伴うよう関係省庁と連携して普及啓発を行い、食品ロスの削減に向けた取組に貢献していく所存です。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、庄子農林水産大臣政務官、お願いいたします。

○庄子農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官を拝命しております庄子賢一です。

事業系食品ロスにつきましては、2030年度までに対2000年度比で半減させるという目標を御案内のとおり8年前倒しで達成をしたところであります。このため、農林水産省といたしましては、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会の食品リサイクル小委員会におきまして、委員の先生方を交え、さらなる削減を目指し新たな目標の設定に向け議論を重ねてまいりました。

今般、事業系食品ロス量の新たな目標といたしましては、2030年度までに対2000年度比で現行の50%減からさらに深掘りした60%減とすることにつきまして、食品リサイクル小委員会で取りまとめられたところであります。この新たな目標の達成には、食品関連事業者のみならず、消費者のより一層の御理解や取組への参加が鍵となると思っております。

農林水産省といたしましては、本年度末を目途に新たに策定されます食品リサイクル法の基本方針におきまして、新たな削減目標に加え、食品関連事業者による商習慣の見直しやフードバンクへの食品寄附を含めた発生抑制など、取組の見える化の推進等を位置づけ、食品関連事業者と連携をいたしまして消費者への働きかけをさらに強化をしてまいります。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、勝目環境大臣政務官、お願いいたします。

○勝目環境大臣政務官 環境大臣政務官の勝目康でございます。浅尾大臣の代理で御無礼を申し上げます。

食品ロスの削減でありますけれども、ごみの減量化、温室効果ガスの排出削減にも寄与

いたしまして消費者の負担軽減にもつながる取組である、このように認識をしております。家庭系食品ロスにつきましては、年々減少傾向にはございますけれども、2030年度の削減目標の達成にはあと20万トンの削減が必要ということであります。この達成に向けて消費者の行動変容の促進、この取組の推進の必要があると考えております。

これまで環境省では大きく3点、取り組んでまいりました。

1点目は、自治体の食品ロス削減に向けた計画策定支援、フードドライブの手引き策定などによる地域の取組の支援であります。

2点目は、モデル事業なども活用いたしまして消費者による飲食店での食べ残しを持ち帰るmottECOの取組事例の創出、普及。

そして、3点目、脱炭素につながる国民運動、デコ活を通じた消費者の行動変容に関する普及啓発、こういったことに取り組んでまいりました。

今般取りまとめられる予定の基本方針を踏まえつつ、自治体の食品ロス削減の取組状況の公表などを通じまして地域の取組の底上げを図り、また、横展開をしていく。家庭での食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減対策に関するモデル事業を実施する。そして、食べ残し持ち帰りガイドライン、これは本日御報告をさせていただきますけれども、これを踏まえたmottECOのさらなる普及拡大、これらを行うことによりまして消費者の食品ロス削減の取組が地域で、そして、全国に広がり定着していくように取り組んでまいります。このことを通じて2030年度の削減目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

次に、こども家庭庁の吉住支援局長、お願いいたします。

○吉住こども家庭庁支援局長 こども家庭庁では、生活が困窮する家庭のこども等に対して食事の提供などを行うこども食堂や宅食などに対する支援を行っており、具体的には、多様な困難を抱えるこどもたちが気軽に立ち寄ることができる食事場所を提供する取組に対して自治体を通じて行う支援や、こども食堂、こども宅食、フードファクトリー等を実施する事業者に広域的に運営サポートをする民間団体、中間支援法人に対して行う支援などに取り組んでいるところです。

令和6年度補正予算においては、新たに地域ブロックごとに中間支援法人がこども食堂等を伴走的に支援する方法とするなど、今後の方針として生活困窮など多様な困難を抱えるこどもを地域で支える取組を強化していくこととしております。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」改定素案においても、こども食堂等への支援が盛り込まれたことを踏まえ、引き続き消費者庁などの関係省庁とも連携しながら支援に取り組んでまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、法務省の竹内民事局長、お願いいたします。

○竹内法務省民事局長 法務省民事局長の竹内です。本日は法務大臣の代理として発言をさせていただきます。

法務省は、これまで民事基本法制を所管する立場から「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の策定に関わってまいりましたが、このたび両ガイドラインが無事取りまとめられたことは、食品寄附や食べ残しの持ち帰りの促進に向けた大きな一歩となるものと受け止めております。今後、これらのガイドラインを運用していく中で、民事基本法制に関連する事項につきまして、引き続き必要な検討に協力していきたいと考えています。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、平林経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課長、お願いいたします。

○平林経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課長 経済産業省消費・流通政策課長の平林でございます。本日は加藤大臣政務官が参議院本会議のために出席がかなわず、代理で出席をさせていただきます。

近年の人手不足に加えましてエネルギー価格や物価の高騰により、事業環境も厳しさを増す中、流通・物流の分野においては食品ロス削減等の社会的課題への対応の重要性が今まで以上に増していると認識しております。このため、経済産業省では、製造、卸、小売の大手企業が加盟する製・配・販連携協議会を通じて、サプライチェーン効率化に関する普及啓発を実施し、商慣習の見直しを促しております。

さらに、地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、地方公共団体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、モデルケースとなるような「地域循環モデル」の構築を進めてまいります。食品ロス削減に関する基本的な方針を踏まえたこれらの対応を通じ、引き続き取組を進めてまいります。

以上です。

○消費者庁次長 御発言、ありがとうございました。

大臣、副大臣、政務官の皆様方は公務のため、ここで御退席をされます。ありがとうございます。

また、ここでカメラの撮影はおやめいただいて席にお着きください。

関係省庁の皆様は席の移動をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、議事に戻りたいと思います。議題（３）につきまして事務局から説明をさせていただきます。あわせて、本日御欠席の委員からの御意見もあらかじめいただいておりますので概要を御紹介させていただきます。お願いします。

○消費者庁審議官 それでは、議題（３）の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方

針」の変更素案について御説明をいたします。

説明資料 1－1 を御覧いただきたいと思います。

今回の基本方針の変更は、令和 2 年 3 月に閣議決定されました第 1 次の基本方針から 5 年が経過し、様々な社会情勢が変化していることを踏まえ、さらなる削減の取組が進むよう新規項目の追加や施策の拡充を行うものとなっております。

まず上段の食品ロスの削減の目標の欄を御覧ください。

大きな変更点として、2030 年度をめどとした事業系の削減目標の変更がございます。第 1 次基本方針において、家庭系については「循環型社会形成推進基本計画」に基づき、また、事業系については「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」に基づき、家庭系、事業系ともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させることを目標としていたところ、事業系については 8 年前倒しで目標を達成したことを踏まえ、新たに 60% 減という目標を設定することで、現在、関係委員会で審議が進められております。本基本方針においてもこの目標を目指すこととしております。

その他の KPI につきましては、家庭系については「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、50% 減の目標を維持、食品ロス問題の認知度についても 2024 年度の認知度が 74.9% であることを踏まえ、80% の目標を維持することとしております。

次に、下段の食品ロスの削減の推進に関する基本施策の欄を御覧ください。

今回の基本方針の主な変更は、昨年 12 月に開催されました第 8 回の推進会議で取りまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」と本年 7 月に開催されました第 9 回の推進会議の総理指示の内容等を反映すべく、国の施策を中心に新規項目の追加や施策の拡充を行っております。

まず、「1. 教育及び学習の振興、普及啓発」の欄を御覧ください。

新規項目として、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の 3 つの施策を行政の縦割りに陥ることなくワンボイスで一元的に発信する「食の環」プロジェクトを記載しております。この取組は第 9 回推進会議で御報告をさせていただき、その後、関係省庁が連携してその啓発に取り組んでいることを踏まえ、記載をいたしました。

次に、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知を図るための「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の活用を記載しております。当該ガイドラインにつきましては後ほど御報告をさせていただきます。

次に、環境省の取組として脱炭素につながる新たな国民運動である「デコ活」や、mottECO の普及啓発を記載いたしました。

次に、地域等において食品ロス削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成を記載しております。第 1 次基本方針の人材育成の趣旨を踏まえスタートした制度で、現在 3,200 人のサポーターが全国で活動しております。

次に、未就学児を対象とした食育等を進めるため、保育所、幼稚園等への栄養士、栄養教諭の配置を記載しております。

次に、食品ロス削減に関する国際貢献の観点から、日本が国際社会をリードできるよう、日本の先駆的な取組の国際展開を図っていくことを記載しております。

続きまして「2. 食品関連事業者の取組に対する支援」の欄を御覧ください。

まず新規項目として、農林水産省が主催する「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を通じて、納品期限や賞味期限に関する商習慣の見直しの推進を図っていくことを記載しております。

次に、事業者に対する「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知、mottECO導入事例の周知を記載いたしました。

その次に、食品ロス削減にも関連する賞味期限の安全係数の設定など「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知を記載いたしました。同ガイドラインは、現在検討会において検討中であり、年度内に取りまとめる予定としております。

また、拡充項目として、ICT、DX、AIといった新技術の活用による食品ロスの削減や食品寄附の促進のほか、企業における発生抑制等に具体的な取組内容が公表される仕組みを検討することを記載いたしました。

続きまして「4. 実態調査及び調査・研究の推進」の欄を御覧ください。

新規項目として、民間事業者が備蓄している災害用備蓄食料の廃棄量の実態を把握するとともに、それらが廃棄するのではなくフードバンクへの寄附に回るような有効活用について検討することを記載いたしました。

次に、拡充項目として、食品ロス発生量の経済損失及び環境負荷について継続的に推計を実施することを記載いたしました。算出方法については昨年度確立をし、今年6月に2022年度の472万トンの食品ロス量について経済損失が4兆円、温室効果ガス1046万トンCO₂という数字を公表しております。

続きまして、「6. 未利用食品等を提供するための活動の支援」の欄を御覧ください。

新規項目として、食品寄附活動の信頼性を向上するための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を記載いたしました。当該ガイドラインにつきましても後ほど御報告をさせていただきます。

次に「食品寄附ガイドライン」に基づき、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク等を認証することにより特定する仕組みを構築することを記載しております。

次に、食品寄附に対する社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生じる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指すことを記載いたしました。

次に、損金算入など食品寄附の税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税の活用、フードバンク等への支援強化を記載いたしました。

最後に、同じ資料1-1の2枚目を御覧ください。

下段の部分になりますけれども、第1次基本方針に示される消費者、農林漁業者、食品関連事業者、国・地方公共団体に求められる役割と行動につきましても、第2次の基本方

針におきましても踏襲をしております。例えば消費者については買物前の食材チェック、冷蔵庫の在庫管理、3010運動など、事業者につきましては規格外農林水産物の有効活用、3分の1ルール緩和、季節商品の予約販売、外食の小盛りメニューの導入など、国・地方公共団体については消費者への普及啓発、事業者の取組への支援、表彰の実施など、これらの取組については大きく変わるものではございませんので引き続きしっかりと推進してまいりたいと考えております。

続きまして、御欠席委員の御意見について御紹介をさせていただきます。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、竹増委員の御意見でございます。

資料は参考資料3として席上配付をさせていただいておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。

コンビニエンスストア各社では、季節商品の予約販売や値引きによる売り切り等の促進、納品期限の緩和、「てまえどり」の取組、フードバンクへの寄附、フードライブの実施等、様々な取組を行い、食品ロス削減に取り組んでおります。さらなる食品ロスの削減を進めていくために、以下の意見を述べさせていただきます。

1、「てまえどり」の取組。

コンビニエンスストアでは2021年より「てまえどり」の取組を実施しております。「てまえどり」は2022年新語・流行語大賞に選出され一定の成果はありましたが、お客様の興味・関心や認知度は徐々に低下している状況にあります。「てまえどり」のさらなる普及啓発には国や自治体による働きかけが不可欠となります。事業系・家庭系いずれの食品ロスの削減にも効果的な「てまえどり」を国民運動に発展させるため、官民連携による取組の検討に御支援、御協力をお願いいたします。

2、未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等。

「免責」については、「食品寄附ガイドライン」運用後の実態把握や社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ検討と記載いただいておりますが、食品寄附による問題が発生した場合、寄附を行った者に対する賠償責任が問われる可能性がある限り、フードバンク等への寄附が進まないことが懸念されます。安心して食品寄附を行うことができるよう「フードバンク団体の認定制度の構築」や「免責」についても早期に御検討いただきますようお願いいたします。

また、「食品関連事業者に対して、税制上の取扱いの周知」等が行われると記載されておりますが、企業の食品寄附を促進するためには、既存制度の周知だけでなく、廃棄するより寄附するほうが圧倒的に優位となるような、新たな仕組みや制度の導入（食品寄附に特化した税制優遇措置等）を強く希望します。関係省庁との前向きな検討の場を設けていただきますようお願いいたします。

3、推進体制の整備。

食品ロス削減には国だけではなく都道府県及び市町村が取組を進めていくことは重要であると認識しておりますが、全国展開しているコンビニエンスストア等では地域ごとの取

組が難しい面がございますので、本改定案に記載のとおり国が主体となり事業者の意見等を反映した上で実施いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様方からお一人3分以内をめどに御発言をお願いしたいと思います。恐縮ではございますけれども、名簿の順番に指名をさせていただきたいと思います。

では、早速でございますけれども、上村委員からお願いできればと思います。

○上村委員 学校の校長という立場から意見を述べさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

学校現場におきましては、食育の専門家である栄養教諭の定数が都道府県によって依然としてかなり差があるということを課題として捉えております。また、食育に関する意識が学校現場においてまだまだ低いということが学校現場での食育の推進を阻む解決すべき問題であると考えます。

栄養教諭は栄養士とは異なり、食についての教育に当たるという職ではありますが、学校での栄養教諭の位置づけは、栄養教諭が配置される前とあまり変わらず、栄養士と同様の調理業務を行っているというケースもあるようです。まずは学校での栄養教諭の役割を明確にし、学校における栄養教諭の受入れ体制を大きく変えるようにする手だてが必要と考えられます。

教員の意識を変えるには、食品ロスが重要な問題であることを発信し、国民全体への意識を変えることが求められると考えます。学校における食品ロスに対する意識を変えるには、教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間の評価項目、内容項目として食育を入れることが有効と考えます。そのためには、学習指導要領に食育についてさらに明確に記述すること、食育教材などで学校現場での食育が行われやすい教育支援を行うことなどが考えられます。

学校教育における食育の位置づけが変わることで栄養教諭の専門性が生かされる場が増え、食育に関する指導も推進されると考えます。そして、栄養教諭を対象とした研修も定期的に行うことにより、食品ロスの削減も含めた指導力の向上が図られるなど、栄養教諭の資質の向上にも取り組むことが必要となっていると考えます。

食品ロス削減推進基本方針にも以上の内容が盛り込まれていますが、具体的な活動事例などを紹介するなど、栄養教諭の資質向上を継続的に行っていくことが重要と考えます。

以上になります。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、郷野委員、お願いします。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野です。

第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づいた様々な施策が着実に実践

され、事業系、家庭系ともに食品ロス削減に大きな成果をもたらしたことは大変喜ばしく、社会全体の評価に値することと感じております。今後も国民運動としての食品ロス削減の取組をさらに推進するために基本的な方針変更素案に賛成する立場から意見を申し述べます。

「Ⅱ 食品ロスの削減の推進に関する事項」「１ 求められる役割と行動」について、食品関連事業者と消費者をつなぐという視点、双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要であるという点に賛同します。それぞれが役割を果たしながら連携・協働して取り組むことは公平で持続可能な消費者市民社会の形成に大きく寄与することと考えます。

「（１）消費者」について、消費者が日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを考え、行動に移すことは大切だと考えます。その上で、社会の変化に伴い、消費者の暮らしも多様化し、冷凍野菜やカット野菜、加工品、ミールキットの需要が増えました。生産段階における規格外や未利用の廃棄をできるだけなくし、積極的に加工品やカット野菜へ転用、活用していただくことが家庭での調理の大きな助けとなるだけでなく、キッチンでの無駄な廃棄を出さず、食材を使い切ることにつながります。このような取組をサプライチェーン全体で積極的に進めていただきたいと思います。

また、外食の際にはその場で食べ切ることを前提としつつも、やむを得ず食べ残してしまった場合には、料理を無駄にしない手段があることを今般策定される「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づいて周知、理解を進めていきたいと思います。

消費者、事業者、どちらの理解が不足していてもこの取組は進みません。消費者、外食事業者双方が正しく理解した上で適正に取組を進めていくことも連携・協働の重要なポイントではないかと感じます。

２番目の「基本的施策」「（１）教育及び学習の振興、普及啓発等」のところですが、「食の環」プロジェクトについて、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の３つの施策を一元的に発信し、福祉、防災、環境のシナジーを図るこのプロジェクトに全面的に賛同します。明るく親しみやすいロゴマークには大きな広がりを感じました。しかし、この「食の輪」の概念を消費者に分かりやすく伝え、社会の共通認識とするためにはまだまだ時間がかかりそうな気がします。それらを打開するためにも、地方自治体や民間事業者への周知をさらに進めながら、取組の好事例やロゴマークの利用実態等を目に見える形で共有することが重要だと思います。消費者としては、このプロジェクトを社会全体で一体的に推進するため、ロゴマークの積極的な活用やコラボレーションできる取組の実践などを模索していきたいと思います。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 オンラインで失礼します。日本女子大学の小林と申します。

政策パッケージを含めて大変膨大な作業だったかと思うのですけれども、形になったということについて本当に感謝を申し上げたいと思います。その上で、次のステップという意味で数点お願い事というか発言させていただきたいと思います。

まず1つ目なのですが、まず規格外の農産物について資料にも幾つか言及されているところではありますが、ぜひ農作業の負担の軽減というところも含めて規格の緩和ということを今後推進していただきたいなというのがあります。

あともう一つ、災害用備蓄食料の廃棄量の推定というのが盛り込まれて非常に前進したなと評価したいのですが、特にそれを有効活用する際にぜひ需要面からのアプローチ、廃棄を減らすためにも、その再利用をするといったときの人々のニーズみたいなものをぜひ重視して進めていっていただきたいと思っています。

次ですけれども、食べ残しの持ち帰りに関しても非常にうまくまとまったのかなと思っています。いろいろ衛生問題はまだまだクリアしなければいけないことはいっぱいあると思いますけれども、現行法ではこれぐらいかなと思っていますが、すぐに着手できる点としてはやはり容器のサステナビリティというか、プラスチックが完全に駄目と言い切ることとはこの場では控えたほうがいいかもしれませんが、やはり欧州では紙製容器とかリターナブルとかそういったことがキーワードに挙がってくるので、サステナビリティ、加えてやはり社会実装という面ではコストの削減というところも、この辺り非常に日本人の得意なところかなと思いますのでぜひ両面から進めていただきたいなと思います。

あと2点ありますけれども、教育に関してなのですが、食ロス削減がここまで進んだ背景を私なりの雑感として申し上げますと、人間の持つ利己的なところにアプローチして達成したのかなと。その手腕は非常に行政、企業さんを含め非常に見事だったなと思っているのですけれども、それが強くなり過ぎるというのは今後気になるところでして、もう少しフードバンク等への寄附を考えると利他的なアプローチということもそろそろ考えていいのではないかなということで、教育の面においては例えば食育では衛生面とか栄養面とか非常に大事なアプローチではある一方、利己的な面が感じられて、自分さえよければいいというか、もう一つの軸として食事をみんなで楽しもうというようなアプローチをもう少し強めてもいいと思います。例えば海外なんかだとやはり食べ物をシェアするという教育を、すごくやっているのですよね。その辺をぜひ次のステップとしては考えていただきたいということです。

最後ですけれども、日本の食品ロスの取組の成果というのは国際的に見てもアピールできる部分がかなりいっぱいあるなと思っています。もちろん駄目なところはネガティブ情報としてメディアが取り上げるということはいいのですけれども、同時にいい面を国際、海外のメディアに取り上げてもらうという視点がもう少し増えてもいいのかなと思っています。例えば日本にいたとなかなか分からないのですが、海外は日本ほど進んでないなとみられる部分があるので、ぜひ日本の取組を普及させることで国際貢献というか、高い志をもって海外のメディア等での露出を進めていただければなと思います。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、末松委員、お願いいたします。

○末松委員 ありがとうございます。三重県鈴鹿市長の末松則子です。

方針の変更素案につきましては事前に意見を出させていただきましたが、盛り込んでいただきまして大変ありがとうございました。また、今後のパブリックコメントを経て民意をしっかりと反映し、よりよいものになることを期待しております。

食品ロスにつきましては、地方自治体といたしましても大きな課題として捉えております。特に家庭系食品ロスについては啓発や施策など我々地方自治体の役割は大変大きいものがあると考えております。当市でもフードドライブを実施しておりますが、持ち込まれる食材がお菓子から調味料など大変多岐にわたるものがございます。社会的にもフードドライブという活動が広く認識をされ、重要視されるようになってきましたことから、多くの方から多くの品物を頂けております。寄附をされた品物は社会福祉協議会などを通じて必要とする家庭に現在届けております。

最近市内に店舗を構えるコンビニエンスストアや食品製造企業などからも商品などをフードドライブしたいという御相談をいただくことが多くなってまいりました。今後も地方自治体としての役割をしっかりと認識し、食品ロス削減施策に尽力をしてみたいと思っております。

私からは以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 袖野でございます。どうもありがとうございます。

基本方針につきましては先ほど来も御発言ありましたように環境、福祉、防災、経済など分野横断型で目配りがされていて、SDGs的に施策のシナジーを追求していくということは重要なことと思っております。

今回、ガイドラインが策定されたということが非常に大きな前進かなと思うのですが、こちらのガイドラインにつきましても官民協議会において実態調査であったり関係者への丁寧なヒアリングがございまして策定されたと承知しております。今後、これの普及が非常に重要になってくると思います。一方で、今回見送られましたが、法的な免責措置などまだまだやるべき施策はございますので、こちらもPDCAサイクルで見直しが継続的に必要なと思います。

また、ガイドラインの運用につきましても硬直的な運用とならないように留意いただければと思います。やはり規模に応じて、フードドライブのときの議論でもございましたけれども、大きな事業者さんと非常に小規模なところではできることが違いますので、規模に応じた最適な運用となるような努力が必要かなと思っております。

また、先ほど小林先生からも御指摘ございましたけれども、流通しない農水産物への対

策の強化というのも今後さらに進めていただければと思っております。農家さんで廃棄されている規格外野菜もやはりぜひ対策として進めていただきたいですし、なかなか市場価格との影響で出荷できないというようなことはあると聞いておりますけれども、寄附であったり何とか活用できるような形を進めていただければなと思っております。

また、容器包装プラスチックにつきましても「資源循環への配慮」を今回記載いただきましたが、今後、持ち帰りが増えていくのに合わせて、プラではない容器を普及、優良な事例の紹介などもぜひお願いしたいと思っております。

最後に、消費者の行動変容についてですけれども、環境行動変容の成功要因を以前分析したことがあるのですが、やはり環境という大義プラスメリット、消費者へのメリットのセットが非常に重要でして、今回フードロス削減という非常に大きな大義がございますが、それに伴うメリット、消費者が持ち帰るメリット、レストランなどの外食産業さんが廃棄物の処理を削減できるメリット、そういったメリットがある中で進まない課題を取り除いていってあげる、レピュテーションリスクを取り除いていくというところがやはり肝かなと思いますので、これについても引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、瀧原委員、お願いいたします。

○瀧原委員 食品産業センター副会長で日清製粉グループ本社の瀧原でございます。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の変更ににつきましては、大変重要な課題であり、今回変更素案をお取りまとめいただいた関係の皆様に変え敬意を払いたいと思っております。

食品製造事業者としても製造工程の見直し等による発生抑制や賞味期限の延長などに取り組むとともに、商慣習の見直しなどフードサプライチェーン全体の課題については関係者とのより一層の連携を図り、積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。その上で、今回の基本的な方針の変更素案につきまして3点、お願いを申し上げます。

まず1点目でございますが、食品寄附や持ち帰りの促進についてでございます。

これは以前から申し上げておりますように、食品寄附や持ち帰りに当たり、やはりレピュテーションリスクを低減し、それぞれの取組を促進させるためには関係する事業者、消費者の信頼性の確保が重要でございます。今回策定された「食品寄附ガイドライン」や「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」は、大変重要かつ有益なものと考えてございます。また、基本的な方針において食品ガイドラインに基づき一定の管理責任を有するフードバンク活動団体を認定することや寄附によって生じる民事責任の在り方について被害救済に配慮した法的措置を講じることを目指すことなど、こういったことが明記されたことは食品寄附の促進並びに関係者の活動推進に大変有効だと思っております。早期の制度設計と実施をお願いしたいとお願いを申し上げます。

2点目でございますが、商慣習など食品ロス発生抑制の支援、指導でございます。

今回、食品リサイクル法基本方針見直しにより、事業系食品ロスについてはより高い削減目標を目指すことになります。サプライチェーンを構成する関係者が現状の課題を共有し連携して、より一層、実効性の高い取組を推進できるように、これまで以上に行政からの働きかけや御指導をお願い申し上げます。

最後、3点目でございますが、積極的な情報発信でございます。

事業系の食品ロス削減においても今回高い目標の達成に向けては消費者の正しい理解と協力が不可欠でございます。食品ロスの内容と発生要因を分析した上で食品ロス削減に関する優良事例、技術開発情報やフードバンク活動等の有効な事例についてはより積極的な情報発信に努め、消費者、事業者を含めて広く普及啓蒙いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、野々村委員、お願いいたします。

○野々村委員 東京農業大学の野々村と申します。

事前の意見を踏まえて、食品事業者には適量購入等、消費者啓発や家庭における食品ロス削減取組の促進に取り組んでいただくよう呼びかけるという方針を入れていただきましてありがとうございます。

家庭の食品ロスに対しては関心の高くない人もロス削減に巻き込んでいくことは重要ですが、それを政府や自治体の発信だけでは限界があります。むしろ商品を通して家庭内の調理とか保存、管理といった行動にも効果的に介入できる食品事業者にこそその役割が期待されます。そのような役割を大企業から小企業まで様々な事業者に認識いただけるようにぜひ積極的な呼びかけをよろしくお願いいたします。

また、消費者に対して期限表示の正しい理解を促進するという点に関しては、賞味期限が過ぎた食品をできるだけため込まないように行動変容を促すという目的で書かれているものと思いますが、このような行動変容を起こすには賞味期限と消費期限の違いといった一般的な知識を周知するだけでは不十分で、個別の食品について期限がどれぐらいまで食べられるのかとか匂いとか見た目でどのように判断したらいいのかみたいな品質保持に関する具体的な情報提供もしていく必要があると考えています。

ミネラルウォーターについては書かれていたのですが、ミネラルウォーターに限らず期限が過ぎても食べられる食品については事業者自身あるいは政府、自治体からこれはまだ食べられるよとか期限が過ぎた場合、このように判断するといったことを積極的に発信していただきたいと思っています。

最後に、生産段階で発生する食品ロス量の推計について事前にも意見を交換させていただいたのですが、改めて意見書でも提出させていただきました。調査が難しいとか食品ロスは発生していないという認識があるということを知ったのですが、基本方針で削減への取組を求めている以上、今後発生の実態を適切に把握していくことは必要だ

と思いますし、それに向けて少しずつでも議論が進展することを望んでおります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、肥田木委員、お願いいたします。

○肥田木委員 たくさんのことを取りまとめいただきまして本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。検討会でお伝えしてきた日本の食文化に関わる言葉として「もったいない」であるとか「いただきます」とか「ごちそうさま」、こういった言葉を根底に置いて食べ残しに関してはお客様の自己責任でお持ち帰りいただくという消費行動が根づくように事業者として努力してまいりたいと考えております。

現在、私の会社のことなのですが、17店舗で8月からmottECOの運用をしています。4か月で4,000個を超えています。お客様にも実際好評です。大事だねというようなことをいただいたりしています。1日1個以上、各店で活用されています。大きな問題はありませんので、今後も継続して、また、こういった取組を通じて社員教育にもつなげたいと思っております。ただし、この外食産業におきましてはどうしても企業規模の幅がありますので、大企業だけではなくて小規模企業でも取り残されることなく、最終的にはこの「食の環」プロジェクトに関われるように情報発信に努めてまいりたいと思っています。

1点ありますのは、今、mottECOという容器、コンソーシアムで作られているものを活用とかしているのですが、現状、この食ロスに関して各都道府県とか地方それぞれで取り組んでいたりするものがあるのでパッケージも多分ばらばらだと思うのですが、こういうものが同時進行で動いていくことになりますので、この辺り、mottECOの容器とかですといろいろ自己責任ということについて触れてあったりとかしますが、この辺りがほかに動かしているもの、当然お作りになっているので、それこそその箱が無駄になってはいけないと思うのですが、こういうことでの容器の集約とかそういうことも検討課題なのかなと思ったりします。

ただし、今、このmottECOで動かしてはいるのですが、外食事業者としては繰り返し検討会とかでもお伝えしましたが、まずは食べ切りに力を注ぐことが大事だと思っています。また、どうしても食べ切れなかったものについてはもう購入いただいた部分ですので、お持ち帰りいただく意義ということについても説明がされています。ですので、今回のガイドラインを参考にして各社が食べ残し持ち帰りの意義等をしっかりと理解して、それぞれの事情に合わせて体制をつくっていかねばとは考えております。

前回の検討会でお伝えしたのですが、私の会社は鹿児島県に本社がありまして、鹿児島県で進めています九州食べ切り店という登録制度がございます。現在、登録店舗数というのは鹿児島県内において96件です。ただし、この営業許可証、いわゆる組合に入れる店舗とかを考えると1万4300ぐらいあると報告を受けています。1%もありません。0.6ぐらいの加盟率というようなことになります。ですので、これはもう九州の知事会とかで相当前に政策合意という形でやっていたりするのですが、九州各県、状況は似ていますので、こ

ういうものをまずしっかりと進めていく機会としたいと思っています。

消費者庁におかれましては、食べ切ってもらうことが重要であると御説明をいただいております。そのためにJFの協会としましては、関連団体であります食の安全・安心財団との共催で来年の1月28日に今回のガイドラインの公表を機会に意見交換会を予定しております。外食産業においては多種多様な業種、業態が存在していて食品ロスのありようも一様ではないということを踏まえて活発な意見交換としたいと考えています。私もパネラーの一人として参加をしますし、当日は消費者庁さん、厚労省さんにも参加いただく予定ですので、こういった機会を通じましてまたさらにたくさんの方に御参加いただいて情報発信に努めてまいります。

最後に、この「食の環」のバッジ、ありがとうございました。多くの場所で今後お見せしたりしながらお伝えできるきっかけにしたいと思っていますし、同封していただきました消費者庁さんの作成された食品ロスの削減ブックというのは大変読みやすく、良い本でした。1部だったのですが、できましたら複数追加で頂けたりしますとさらなる啓蒙活動に努めてまいりたいと思っております。

やはりどうしても何かデータが多かったりしてなかなか取っつきにくいのが食品ロス。もちろん、データありきなので、うちのこの食品ロスのmottECOの分もおにぎり何個分だよというようなことを社員には伝えて、それだけ無駄にならなかったということであったり、もしくは水切りをすることでもっとごみを燃やすのに燃料が要らなくなるのだよというような幅広のところで伝えていけるようにはしておるところでございます。今後とも御指導いただければと思います。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、村尾委員、お願いいたします。

○村尾委員 全国スーパーマーケット協会の村尾と申します。

このたびは食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針案についての多くの内容の取りまとめ、感謝申し上げます。

まず我々として事業系の食品ロスの量についての削減目標については、30年に向けて早期の達成をしたということで、これについては製・配・販フードサプライチェーンの一体となった取組の成果も多少は貢献したものだと考えております。これに満足することなく、さらなる目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えます。

しかし、いわゆる新技術の活用が業界各企業において一律に取り組んでいるわけではないので、そういったところをぜひ皆様の御支援によって業界全体として同じような形でさらなる目標に向けて進んでいけることをお願いしたいと思います。

また、今後の高い目標についての達成に向けた行為として、例えばスーパーマーケットの消費者の方々の御利用いただいた際の売り切りについての御理解もいただければと思っております。

次に、家庭系の食品ロスについても事業系と違って全く関係ないというわけではなく、以前の協議会とか推進会議でもお話ししたように、我々、スーパーマーケットは全国で生活者の方々の近くに存在することで皆さんの家庭にあるものを集めるというかお預かりするフードドライブであったり、また、フードバンク的なところでまた御協力ができるとは思っているのですが、その中でどうしても店舗個々ということで多品種小ロットというようなそういったものの扱いになるところを御理解いただいた中で、その活用についてオペレーションであったり仕組みであったり、そういったところでいろいろなことで具体的にそれぞれの企業が参加できるような形をぜひまた今後進めていただけるようお願いしたいと思います。

そのような中で、もう一つ大きな問題としては、小ロットでやる限りは大きな製造者のなものではないところではトレーサビリティの問題であったりその辺も障壁になるかなと考えております。そのような今後の課題として進んでいく中で小売業として参加させていただくのにもまだ幾つも課題はあるとは思っていますが、皆様のいろいろな御指導をいただきながらこの活動を進めていきたいと思っております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、望月委員、お願いします。

○望月委員 NPO法人POPOLLOとフードバンクふじのくにという2つの団体で活動しております望月と申します。

食品ロスの基本方針は策定されまして5年経過したと思いますが、その間でも私たち、農林水産省さんの事業、厚生労働省さんの生活困窮の関係の事業や、こども家庭庁さんの事業を通じてフードバンクを含めました生活困窮者の支援事業のほうを行ってまいりました。

この間、コロナや物価高騰がありましたので食料を必要とする方はやはり増えまして、届けさせていただく件数、重量ともかなり増加はいたしました。一定の成果が出た一方で、まだ課題はいろいろありまして、大きなところで2つ挙げさせていただきますと、まずは安心して企業の方が寄贈したいと思うような体制構築がまだできていない。そちらは倉庫の大きさだったりとか安全衛生上の問題だったりとかということですね。あとはもらう側のニーズ調整というのはまだまだうまくいっていないかなと。マッチングのところですね。

この5年経過した中で様々な論点に分けた上、今回改正案のほうを出していただいたと思います。特にフードバンクの認証の制度、免責の制度、ネットワーク化や配送網など、また引き続きこの会議でも議論をしていただけるといいのかなと思います。

もう一つ申し上げさせていただきますと、地方自治体のほうの食品ロスの削減推進計画の策定状況につきましては、消費者庁のホームページのほうで公表していただいているので拝見していただいているのですが、多くの自治体が既存の計画の一部として対応して

いるかと思います。実際私が活動しております静岡県で調べましたら、食品ロス削減推進計画という名前がついている自治体さんのほうが2つぐらいあった程度かと思います。

もちろん、ほかの計画であっても内容がその方向を向いていれば問題ないかと思いますが、やはり我々、一般市民についてはやはり分かりやすさというのが求められるかなと思います。先ほどからも皆様お話されているとおり、国民運動として一丸となってこの問題に取り組むからには、なるべく分かりやすい旗印を掲げていただいて、地域のほうでも一丸となって官民連携してこの問題に取り組むことができるといいなと思います。それにつきましては、運用についての話になってくるかと思うので、もしこの後、お答えできるようであればどのように自治体さんのほうにアプローチをしているといった現状なんかも教えていただけると大変ありがたいと思います。

すみません、以上になります。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、米山委員、お願いします。

○米山委員 よろしく願いいたします。

まず基本方針の改定、本当にありがとうございます。フードバンクへの支援の拡充に加えまして、特に食品ロスの削減、寄附促進、食品アクセス、これを一元的に発信していくという「食の環」プロジェクト、これが中央省庁の皆さんの中でも浸透していくというのは特に縦割りの影響を受けやすいフードバンク団体にとっては大きなことだなと思っております。また、今回、基本方針が改定されるということで次のステージに入っていくと思うのですが、その中で今後に向けて何点か意見を申し上げさせていただきます。

まず全体的なところで、本日、新たな事業系の目標値が60%とお示しいただいたのですが、全体の目標を持っているということは非常に重要だとは思いますが、それぞれの業種ごとの目標値を持つことも重要ではないかと思っております。例えば外食産業であれば直近の10年近くの中で12年から22年までの間で119万トンから60万トン、食品ロスを減らすことができているという状況でございます。一方、食品の卸に関しましては2012年時点で13万トンで、22年時点では10万トンという形で3万トンしか減らせていないというところがありますので、業種によって減らしやすい分野と減らしにくい分野がありますので、ぜひ個別的に目標値を業種ごとに設定をするというような、そういう配慮も必要なのではないかと思います。

加えて、基本方針の中に食品ロスの内容ですとか発生要因等を分析するというような記載があるのですが、発生した要因を特定するということももちろん重要なのですが、発生しなくなった理由、つまり、削減できた理由を特定することも重要かと思います。例えば先ほどお伝えした外食産業がなぜ半減できたのかというのを論理的に説明できないと海外に向けて発信するにも、これをこうしたからできましたというようなそういったPRもできないのではないかなと思いますので、その削減できた要因を論理的に説明できるように調査などを行っていただければと思います。

もう一点、全体的なところとして食品ロスと、それから、食料安全保障の関係性を一度整理していただきたいと考えております。例えばなのですが、食品製造業の滞留在庫、これを減らしたときに食料の安全保障にどのような影響が出るのかという点になります。政府の備蓄米は100万トン、今あるのですけれども、これは国民の消費量からすると50日分の消費量に相当しますので、今、236万トンの食品ロスがあるわけなのですが、食品ロスは廃棄された後の量なのでそれは影響はないのですが、それを減らす過程で滞留在庫などを削減したときに食料安全保障に平時の段階、有事の段階にどのような影響が出るのかというのを一度検討するという事は非常に重要ではないかと思えます。

最後に、フードバンクに関連した部分なのですが、ぜひ財源の確保も含めて御支援をお願いしたいなと思っております。それから、竹増委員から御指摘がありました税制優遇の部分、こちらもアメリカでは食品の価値の2倍を上限とした税制優遇がありますので、廃棄よりも寄附したほうが圧倒的に有利な状況にしないと抜本的に寄附を増やすというのはなかなか難しいのではないかなと思えます。

最後に、基礎自治体の部分なのですが、農水省だけではなくて環境省、消費者庁、厚労省からいろいろな国の予算があるのですが、それらを活用する際に基礎自治体の職員がやはり配置転換などもあってあまり理解できていないという状況がありますので、ぜひプッシュ型で各省庁の補助事業などを基礎自治体に提供する。フードバンクに何かしたいのだけれども、何をしたいか分からないという自治体の方、結構いらっしゃると思いますので、プッシュ型の情報提供についてもぜひ御検討いただけたらと思います。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。委員の皆様方には一通り御発言をいただきました。

今日は各省庁からせっかく参加をしていただいておりますので、今、多岐にわたる御指摘をいただきました。順番に御指名いたしますので、お答えできることなりコメントいただければと思います。

まず最初に消費者庁からお願いできればと思います。

○消費者庁審議官 消費者庁でございます。

全体的なことでまず申し上げますと、たくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。事前調整の際にも各委員の皆様から御意見をいただいております。それぞれできる限りこの基本方針の案に反映させていくということでやり取りをさせていただいております。また、本日いただきました御意見につきましても今後の私どもの取組の中で取り込んでいく、あるいはしっかり検討していくということで対応させていただければと思います。

寄附のガイドラインと食べ残し持ち帰りのガイドラインにつきましては次の議題で御説明させていただく機会がありますので、そこでまた説明をさせていただきたいと思えます。

その他のことにつきましては、やはり事業者、消費者双方の理解が重要であること、そ

れに向けて消費者への丁寧な説明、それはガイドラインの説明であったり、あるいはメリットの説明であったり、優良事例の発信が重要であるとか、様々な御指摘をいただきました。しっかり対応していきたいと思っております。

また、「食の環」についても言及をいただきました。これについても周知が重要でありまして、各地方自治体へ関係省庁連名でそれぞれの関係部局に複層的に周知をいたしまして、今後しっかり取り組んでいきたいと思っております。また、国や自治体だけではなくて民間の事業者様、消費者の皆様へもしっかり広げていきたいと思っております。

ガイドラインの関係はまた後ほど御説明させていただきます。

私からは以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

では、すみません、私の右側のほうに順番に御指名させていただきたいと思っておりますけれども、まず農水省さん、ございましたらお願いします。

○農林水産省　農林水産省外食・食文化課です。

様々な御意見、ありがとうございます。順次御回答させていただきたいと思っております。

まず、小林委員から、規格外野菜について規格の緩和を推進できないかといった御意見をいただきました。野菜の出荷規格に関しては平成14年に流通の合理化を図るといった観点から、国の標準規格を廃止しております。現在の規格は産地事業者が独自に定めているものです。既に産地によっては自主的に定めた出荷規格を簡素化して、選果作業等の負担削減を図っているというよい事例もあります。農林水産省では、こういった事例を掲載したパンフレットを作成して周知を行っております。農林水産省としても、規格の簡素化、見直しというのは野菜なり果物全体の有効活用に向けてとてもメリットがあるものと考えておりますので、引き続きこのメリットというのは発信をしてまいりたいと考えております。

それから、袖野委員からぜひ規格外野菜など流通していないものについて活用されるように進めていただきたいといった御発言をいただきました。これについては今回の基本方針のほうにも「規格外や未利用の農林水産物の新たな価値の転換を促進する」ということを記載させていただいておりますが、この基本方針に従って、食ロスの観点からもそうですし、規格外野菜のうちビジネスに乗っていないものを商品化してビジネスに乗せていくというのは企業活動としてもメリットがあって、まさにウィン・ウィンということだと思いますので、これを進めていきたいと思っております。

それから、瀧原委員のほうから商慣習などに関してはサプライチェーン全体で取り組むことが有効なので国からの働きかけ、指導をといたようなお話をいただきました。それぞれの事業者だけでは取り組めなくて、例えば納品期限の緩和とかリードタイムの延長とかがよい例だと思いますけれども、事業者が連携してサプライチェーン全体で取り組まないといけないものについては、まさに国としての役割があって、国として旗振りをする必要があると思っております。このため、先ほど消費者庁のほうからも御紹介いただきました

が、農水省のほうで今、情報連絡会といったものをやっております。これは製造事業者、小売事業者、卸業者、外食事業者の関係団体や各業態の代表的な企業の方にも参画いただいて、これに加えて、消費者団体の方、また、農水省をはじめ関係省庁等の行政も入っておりますが、こういったものも活用しながら引き続き強力に進めていきたいと思っております。

それから、野々村委員からいただいた御意見で、生産段階における食ロス発生量についても把握に取り組んでくださいといったお話をいただきました。一部、当然廃棄されたケースもあるのですが、現状において規格外、未利用野菜の全てが廃棄されているわけではありません。実際問題、今、ほ場で重量の計測が行われておらず、すぐにこれを入れていって調査というのは営農活動に支障を来さないといった観点からも難しいところではあるのですが、ただ一方で、委員の御指摘の点、すなわち全体をちゃんと把握する、量についての把握が必要といった御指摘も重要と思います。このため、まずはできることから始めるといったことで、規格外や未利用の野菜の活用状況について関係部局と連携して把握を行って、できるところから取り組んでいきたいと考えております。

それから、最後に米山委員の方から、事業系食品ロスの目標値について、業種ごとに設定すべきではないかといった御意見をいただきました。これについては先ほどの瀧原委員の御指摘の回答にも関わってくるのですが、実は業種別に取り組めるもの、それから、サプライチェーン全体で取り組まないといけないものといったものがあり、なかなか業種ごとの目標設定というのは難しいと考えているところです。その他、米山委員からいただいた御指摘については今後、何ができるか検討したいと思っております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

続きまして、環境省さん、お願いします。

○環境省 環境省でございます。

様々な観点から御指摘、コメントをいただきましてありがとうございます。大きく3つあったかと思いますが、一つは小林委員、袖野委員、肥田木委員から、食べ残し持ち帰りのmottECOの件について触れていただきましてありがとうございます。容器に関しましてサステナビリティという観点でプラではない材質のものというお話がございました。環境省では、令和2年にこのmottECOというネーミングを公募で選定しましてモデル事業、あとはロゴ、啓発資材の提供という形で取り組んできました。おかげさまで先ほどmottECOコンソーシアムの件、肥田木委員のほうからもございましたけれども、少しずつ参加される企業の方も増えているということで、今回、ガイドラインも策定されるということでございますので、それとも連動しながらこのmottECOの取組の普及をさらに拡大していきたいと考えております。その中でも、容器に関しましてはプラではない環境に優しい紙製の容器を環境に配慮するという形で提供されているという取組もございますので、優良事例の横展開と周知という観点を含めて意識しながら対応していきたいと思っております。

また、この食品ロスが減ることだけではなくて様々なメリットがあるという点、袖野の委員からもございましたけれども、消費者庁さんのほうから温室効果ガスの観点とそれによる金銭的な損失の金額を公表されております。環境省としても消費者庁さんとも連携しながら、例えば家庭の方々にとってどういうメリットがあるかということも1つ、2つだけではなくて複数のメリットが御理解いただけるように情報発信に努めてまいります。

また、望月委員のほうから自治体の方々の計画、もしくは取組の状況でございますが、消費者庁さんのホームページに掲載されているという点、我々ももちろん承知しております。自治体の計画の策定がまずは進み、また、その内容も充実するように、環境省としても、自治体の食品ロスの削減の取組の状況を調査し、それを公表することで、ほかの自治体の方々が食ロス削減の取組を何かしようとしたときにすぐに参照いただけるよう、その情報発信の工夫もしながら取り組んでいきたいと思っております。この点、消費者庁さんとも連携しながら対応してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省さん、お願いします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

上村委員から、栄養教諭の配置について御質問があったと思います。御案内のとおり、義務教育の場合には義務教育の国庫負担金という形で定数でちゃんとあるのですが、高等学校の場合については各県のほうで配置をお願いするという形になると思いますが、その上で一番ネックになっていますのは、やはり栄養教諭を配置した効果というものが財政当局に対してしっかりそれが伝わるかどうかというところが一番ありまして、いわゆる栄養教諭というのは栄養士であり、学校給食の管理をするプラス、子供たちへの食育の指導という2つを持っているわけですが、どうしても安全サイドのほうに立ってしまっていて給食の管理というところだけやっているとというようなところもちょっと見られるわけでございます。

そういう意味で、今回、この食ロスに関しては我々の配置効果というものを見た中では、特に校長先生の中で栄養教諭を配置すると食品のロスが減ったというような声も聞いております。こういうことをぜひ我々もこういう形でいろいろなリーフレットとかなんかでまとめて配置効果を出していますので、そういうものを生かしていただきながら、実際に個別指導も混ぜながらそういう効果を見せていくということで栄養教諭が配置されていくとこの食品ロスの削減にもつながっていくのかなと思っておりますので、ぜひそこは我々も一緒にやっていければなと思っております。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省さん、お願いします。

○厚生労働省 厚生労働省社会・援護局でございます。

望月様から生活困窮者の事業に関するお話がございましたけれども、生活困窮者自立支

援制度の中で機能強化事業として令和5、6年度の補正予算におきまして自治体のフードバンクさんなどを対象に補助事業を行っておりまして、生活困窮者の方への支援が強化されております。また、独立行政法人の福祉医療機構においても民間団体への補助事業を通じて、生活困窮者支援を行っております。

それから、米山委員から財源のお話がありましたけれども、厚生労働省では令和3年から重層的支援体制整備事業という市町村事業を実施しております。重層事業は任意事業で、全ての市町村で実施しているわけではないのですが、それまでの制度は縦割りということで対象者が限定されているのですが、重層事業では、分野横断的に取り組む制度であり、これまでなかなか支援が行き届きにくかった方にもしっかり支援が届くように取組を推進できるようになっております。今後も、地域の実情に応じて活用していただければと思いますし、厚生労働省としても引き続き支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

経済産業省さん、お願いします。

○経済産業省 経済産業省でございます。

瀧原委員からサプライチェーンについての言及がありました。我々、サプライチェーンの効率化を進めているところでございます。サプライチェーン全体の効率化の取組に関する啓発、普及、こういったことを通してしっかり理解を得ていきたいかなと思っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

では、私の左手のほうで、法務省さん、ございますでしょうか。

○法務省 法務省です。

瀧原委員から食品寄附に関するインセンティブの在り方に関する法的措置について早期の実現をということで御意見をいただきました。これに関しては今後、ガイドライン等の運用状況を見て関係省庁において検討されるものと承知をしておりますが、その際には法務省としても民事基本法制を所管する立場から必要な協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、こども家庭庁さん、お願いいたします。

○こども家庭庁 こども家庭庁から、委員の皆様からこども食堂に特化した御意見は特になかったかと思うのですが、2点、関連でお伝えさせていただきます。

フードバンクに関して財政支援というお話がございまして、こども食堂ですとかこども食堂を支援するフードバンクに関しては財政支援と申しますか、地域のこども食堂を助成するフードバンクなどの事業者への支援、そういった予算事業を補正予算で措置いたしま

して、これも地域の体制づくりを重視するということから、今年の今月成立した補正予算においては地域ブロックごとに中間支援法人を決めて、その中間支援法人が各地域のこども食堂に助成するという、そういった仕組みを設けております。今、まさに中間支援法人を募集中の段階でございますので、そういったネットワークづくりをしっかり進めていきたいと思っております。

もう一つ、直接私どもの事業に関するものではなかったと思うのですが、やはり自治体への働きかけというのは幾つか御指摘いただきました。こども食堂に関する支援でも自治体が実施する事業への支援を予算事業として要求しておりまして、そういった場合に丁寧な説明とか適時のタイミングの情報提供でしっかり地域で体制づくりができるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

いろいろ多岐にわたる御指摘をいただいております。全てにお答えできる時間はなかったかと思いますが、先に進めさせていただきたいと思いますが、事前にいろいろと御相談をさしあげておりました変更素案につきましては、原案のとおり御了解いただいたということで進めさせていただくことにさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思っております。本案につきましては明日からパブリックコメントに付けることを予定いたしております。

続きまして、議題の（４）でございますが「その他報告事項」といたしまして「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」につきまして事務局から説明をさせていただきます。

○消費者庁審議官　それでは、まず「食品寄附ガイドライン」について御説明をいたします。

資料は資料２－１「食品寄附ガイドライン」の概要という１枚紙でございます。

このガイドラインにつきましては、フードバンクやこども食堂などの食品寄附を行う支援組織の信頼性を向上し、食品寄附の促進を図ることを目的として、食品産業界、経済界、フードバンクやこども食堂などの食品寄附支援団体、また、法曹資格者、国・地方自治体を主たるメンバーとする官民協議会において作成をされたものでございます。

本ガイドラインは食品寄附者、フードバンク等の中間支援組織、また、フードパントリーやこども食堂などの直接支援組織の各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするため、各主体ごとに３ポツのところに示しております法令上遵守すべき法令事項、これは必ず守らなければならないこと。そして、次に今後の認証制度の創設を見据えて本ガイドライン上必要と考えられる必要事項。これにつきましては先ほど申し上げた官民協議会で、食品を寄附する側、それを受け取る側、両方の視点で見て議論して策定したものになります。そして、もう一つは取り組むことが望まれる推奨事項という３つに分けて、具体的な取組内容を示したものとなっております。

４ポツ、具体的な取組内容については食中毒等の事故防止のための品質・衛生に関する

安全管理や横流し防止のためのトレーサビリティ確保など、食品寄附者の懸念を払拭するための具体的な遵守事項を記載してございます。また、事故時の対応として保険の加入を求めるなど中間支援組織や直接支援組織の信頼性向上に必要な事項を具体的に記載するとともに、本ガイドラインの使い勝手にも配慮し、必要事項等を整理したチェックリストも添付してございます。

今後は第2次基本方針に沿いまして本ガイドラインの普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

また、このガイドラインによりまして食品寄附の信頼性を高め、先ほどの最初の説明のときに申し上げましたけれども、信頼性を高め、食品寄附に対する社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえて、民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指すということで今回、基本方針の案にも記載しているところでございます。

続きまして、もう一つのガイドライン、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」。これは資料3-1の1枚紙を御覧いただきたいと思います。

まず資料3-1の「3. 基本的な考え方」の最初の2行に、まず食べ残し持ち帰りの前にということで、食品ロス削減のためにまずは消費者が食べ切ることが重要であるが、どうしても食べ残してしまったものの持ち帰りも一つの有効な方法ということで、まずは食べ切ることが重要ということを書かせていただいております。このガイドラインにおきましては持ち帰りに伴う民事的、衛生的な責任を高いハードルとして感じる事業者が相当数いるということが課題となっていることを踏まえまして、民事上または衛生上留意すべき事項を整理し、事業者等の懸念を払拭することで食べ残しの持ち帰りの促進を図ることを目的として、民事事項を担当する消費者庁と衛生事項を担当する厚生労働省の両方のクレジットで作成をいたしました。

まず本ガイドラインでは、民事上食べ残しを持ち帰る行為は飲食物を店内で食べるために提供する役務契約とは別であり、飲食店等と消費者の新たな契約行為であるとして整理をいたしました。つまり、最初は店内で食べますということである意味契約をしたということになるのですが、持ち帰りをしますということになるとそれはまた新たな契約といえますか合意が必要になるという整理をしたということでございます。この場合、飲食店等には食べ残したものを消費者に安全に持ち帰っていただくための義務が生じることとなります。そのため、本ガイドラインでは、4ポツに書いてございますけれども、飲食店等においては安全に持ち帰るための一定の注意喚起を行うことが民事上のリスクを軽減する上で非常に有効であるということを記載してございます。

また、食品衛生の観点からは、持ち帰りに適する食品は十分に加熱されていること等を基に飲食店等が判断すること、そして、清潔な容器等を提供することなども記載をしております。この容器につきましては先ほど御意見の中でサステナブルな観点が重要であるということの御指摘をいただきました。そういったこともしっかりと留意をしていきたい

と思っております。

さらに、5ポツにあります「消費者に求められる行動」としては、持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあるということを十分認識し、飲食店等からの事前説明事項を適切に遵守することが求められるということが記載をされてございます。

本ガイドラインの趣旨を端的にまとめたものを、資料3-2のガイドライン本体の一番最後の28ページ、29ページに添付をしてございます。この緑色のチラシを手渡しすることによって飲食店側は安全に持ち帰っていただくための義務を果たす。消費者側は遵守すべき内容を分かりやすく理解できるものということで作成したものでございます。現場での実用性を考えてガイドラインにサンプルとして添付をしております。

本ガイドラインにつきましても第2次基本方針に沿って消費者と事業者の双方に対する普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様から特段御発言があるようでしたら挙手または挙手ボタンでお知らせいただけるとありがたいです。よろしいでしょうか。

では、これで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、3月にこの推進会議を開催いたしまして基本方針の変更の最終案について御了解をいただきたく考えております。引き続き御協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

お忙しい中、御参加いただきましてどうもありがとうございました。